2019年版EDINETタクソノミ(案)更新概要

EDINETタクソノミは、法令、会計基準等の改正、開示実務の変化等に対応して更新していく必要があり、原則として、年一回2月末頃に更新を行う予定としています。ただし、EDINETタクソノミを構成する全タクソノミが年次更新の対象となるわけではありません。また、必要な場合には、年次更新とは別のタイミングで一部のタクソノミを更新する可能性があります。

今回のEDINETタクソノミの更新は、年次更新として行われるものであり、更新の主な内容は次のとおりです。

- ・ 企業内容等の開示に関する内閣府令改正への対応
- ・ 財務諸表等規則等改正への対応
- その他

1. タクソノミの更新内容

今回の年次更新におけるタクソノミ更新の主な内容は次のとおりです(タクソノミ更新の全体概要については『EDINETタクソノミ(案)更新概要〔添付資料〕』を、タクソノミ更新の完全な詳細については『EDINETタクソノミ(案)差分情報』をそれぞれ参照してください。)。

1-1. 企業内容等の開示に関する内閣府令改正への対応

平成30年1月26日公布の企業内容等の開示に関する内閣府令改正に対応するため、タクソノミ要素の新設、削除等を実施しました。

1-2. 財務諸表等規則等改正への対応

平成30年3月23日及び平成30年6月8日に公布の財務諸表等規則等改正に対応するため、タクソノミ要素の新設、削除等を実施しました。

1-3. その他

(1) 英語ラベルの一部変更

英語ラベルに関する一般意見への対応として、全体的な平仄の観点での英語ラベルの見直し及び英語表現の改善を実施しました。

(2) 特定有価証券開示府令タクソノミの該当なし要素の削除

開示府令タクソノミについては、平成30年3月公表のEDINETタクソノミ(CG・IFRS詳細タグ付け対応版)において、該当ない旨、省略する旨等の記載について通常のテキストブロック要素を用いる方針でタクソノミ要素の新設、削除等を実施しました。今回の更新案では、特定有価証券開示府令タクソノミについても同様の方針とし、タクソノミ要素の新設、削除等を実施しました。

(3) 利用実績等に基づくタクソノミ要素の新設及び削除

勘定科目の利用実績に基づき新規の勘定科目要素を追加しました。また、利用実績のない勘定科目要素で今後とも利用が見込まれないものを削除しました。

2. ガイドラインの更新内容

今回の年次更新案におけるガイドラインの主な更新内容は次のとおりです(更新内容の詳細については、各ガイドラインの新旧対照表を参照してください。)。

- ・ IFRSへの移行日の残高が詳細タグ付け対象であることを明記しました(『EDINETタクソ ノミの概要説明』の「2-5-1 財務諸表本表」及び「2-5-4 IFRS財務諸表」を参照。)。
- ・ 開示府令タクソノミの適用開始のタイミングは、従来3月期末の有価証券報告書からとしていましたが、今回の年次更新案では、4月から開始する第1四半期の四半期報告書からとしました(『提出者別タクソノミ作成ガイドライン』の「8 使用するタクソノミのバージョン」を参照。)。
- ・ タクソノミの更新内容に応じて、ガイドライン上の関連する記載を更新しました。また、 表現の改善及び簡潔化を図りました。

3. 根拠法令

次の法令等の改正に基づき、EDINETタクソノミ(案)の設定を更新しています。

企業内容等の開示に関する内閣府令(平成30年1月26日改正)

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成30年3月23日、平成30年6月8日 改正)

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成30年3月23日、平成30年6月8日改正)

四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成30年3月23日改正)

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成30年3月23日改正)

中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成30年3月23日、平成30年6月8日改正)

中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成30年3月23日、平成30年6 月8日改正)

平成30年11月2日公表の「企業内容等の開示に関する内閣府令の改正案」へのEDINET提出書類での対応案については、当該改正案に対する意見募集の結果が公表された後、「EDINET開示書類等提出者のサイト」の「よくある質問」に掲載することを検討しています。

4. タクソノミのバージョン

今回更新対象となるのは、次のタクソノミです。

- ・ 財務諸表本表タクソノミ
- ・ 国際会計基準タクソノミ
- ・ 開示府令タクソノミ
- ・ 特定有価証券開示府令タクソノミ

これら以外のEDINETタクソノミについては、従前のEDINETタクソノミを引き続き利用します (「EDINETタクソノミ (CG・IFRS詳細タグ付け対応版) の公表について」又は「2018年版 EDINETタクソノミの公表について」を参照。)。

EDINETタクソノミの直近のタクソノミ日付及びEDINETタクソノミ (案) におけるタクソノ ミ日付は、次の表のとおりです。

タクソノミ名称	直近のタクソノミ日 付	EDINET タクソノミ (案) におけるタクソ ノミ日付
DEIタクソノミ	2013-08-31	同左
財務諸表本表タクソノミ	2018-03-31	2018-12-31
国際会計基準タクソノミ	2018-03-31	2018-12-31
開示府令タクソノミ	2018-03-31	2018-12-31
臨時報告書タクソノミ	2015-04-30	該当なし
自己株券買付状況報告書タクソノミ	2013-08-31	該当なし
特定有価証券開示府令タクソノミ	2018-02-28	2018-12-31
特定有価証券臨時報告書タクソノミ	2014-03-31	該当なし
特定有価証券自己株券買付状況報告書タク ソノミ	2014-07-31	該当なし
他社株公開買付届出書タクソノミ	2014-03-31	該当なし
他社株意見表明報告書タクソノミ	2013-08-31	該当なし
他社株公開買付撤回届出書タクソノミ	2013-08-31	該当なし
他社株公開買付報告書タクソノミ	2013-08-31	該当なし
他社株対質問回答報告書タクソノミ	2013-08-31	該当なし
自社株公開買付タクソノミ	2014-07-31	該当なし
大量保有タクソノミ	2014-07-31	該当なし
内部統制タクソノミ	2013-08-31	該当なし

5. 適用時期

適用時期は、次のとおりです(平成30年3月16日公表のEDINETタクソノミ(CG・IFRS詳細タグ付け対応版)(以下「CG・IFRS対応版」という。)の適用時期と合わせて記載しています。)。なお、今回更新対象外のEDINETタクソノミの適用時期は、従前のとおりです。

<2019年版EDINETタクソノミの適用時期>

府令	対象書類	適用時期
企業内容等の開示	有価証券報告書	平成31年3月31日以後に終了する事業年度に係る書類
に関する内閣府令		からCG・IFRS対応版を適用
	四半期報告書及び	平成31年4月1日以後に開始する事業年度に係る書類か
	半期報告書	ら2019年版EDINETタクソノミを適用
	有価証券届出書	平成31年3月31日以後に終了する事業年度を直近の事
		業年度とする財務諸表等を掲げる書類からCG・IFRS対
		応版を適用
特定有価証券の内	有価証券報告書	平成31年3月31日以後に終了する特定期間に係る書類
容等の開示に関す		から2019年版EDINETタクソノミを適用
る内閣府令	半期報告書	平成31年4月1日以後に開始する特定期間に属する半期
		に係る書類から2019年版EDINETタクソノミを適用
	有価証券届出書	平成31年3月31日以後に終了する特定期間を直近の特
		定期間とする財務諸表を掲げる書類から2019年版
		EDINETタクソノミを適用

6. 今後の予定

今後の予定は次のとおりです。

時期	予定
平成31年1月18日	2019年版EDINETタクソノミ(案)への意見募集の締切り
平成31年2月末頃	2019年版EDINETタクソノミの公表

以上